

平成30年5月1日

株主各位

第72期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表	1頁
計算書類の個別注記表	8頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社 **東武ストア**

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

1. 連結の範囲に関する事項
 子会社（1社）を連結範囲に含めております。
 当該子会社1社は、株式会社東武警備サポートであります。
 当連結会計年度より、当社の連結子会社であった株式会社東武フーズは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社の決算日は、平成29年12月31日であります。
 連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
 ただし、平成30年1月1日から連結決算日である平成30年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）	主に売価還元法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
// （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっております。
 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。
 また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
 建物及び構築物 8～39年 機械装置及び運搬具 6～14年
 工具、器具及び備品 3～15年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっております。
 ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ④投資その他の資産（その他）
均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当連結会計年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。
 - ②賞与引当金
従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ④商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
 - ⑤役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<追加情報>

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

- | | |
|---|-------------|
| 1. 担保提供資産 | |
| 宅地建物取引業法に基づく差入保証金 | 10百万円 |
| なお、担保付債務はありません。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,348百万円 |
| 3. 土地の再評価 | |
| 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| (1) 株式会社 東武ストア | |
| ・再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。 | |
| ・再評価を行った年月日 | 平成14年2月28日 |
| (2) 株式会社 東武警備サービス | |
| ・再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。 | |
| ・再評価を行った年月日 | 平成13年12月31日 |
| なお、株式会社東武警備サービスが計上しておりました土地再評価差額金△1,544百万円は平成14年4月5日付けの吸収合併により株式会社東武ストアが継承しております。 | |
| (3) 時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | △527百万円 |

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

(1) 概要

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業用店舗（1店舗）	建物及び構築物、工具、器具及び備品	埼玉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、閉鎖の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	183百万円
工具、器具及び備品	0百万円
計	183百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は路線価に合理的な調整を行って算出した金額等を使用しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,362,644株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年4月10日 取締役会	普通株式	158	25	平成29年2月28日	平成29年5月2日
平成29年10月10日 取締役会	普通株式	158	25	平成29年8月31日	平成29年11月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成30年4月9日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- | | |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額 | 158百万円 |
| ②1株当たり配当額 | 25円 |
| ③基準日 | 平成30年2月28日 |
| ④効力発生日 | 平成30年5月2日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は資金の効率的な活用を目的として、東武グループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により運用を行っております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

預け金はCMSに預け入れている資金であり、差入保証金及び敷金は、店舗不動産の賃貸借契約に伴い差入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

売掛金、預け金、差入保証金及び敷金は、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、月次毎、年次毎の資金繰計画を作成し管理しておりますが、原則的には手元流動資金の範囲内で支出を賅うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2.) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,571	1,571	—
(2) 売掛金	1,101	1,101	—
(3) 預け金	6,912	6,912	—
(4) 投資有価証券	216	216	—
(5) 差入保証金（1年以内に償還予定のものを含む）	2,013	2,041	27
(6) 敷金	90	90	△0
資産計	11,906	11,934	27
(1) 買掛金	3,080	3,080	—
(2) 短期借入金	250	250	—
(3) リース債務（1年以内に返済予定のものを含む）	1,062	1,093	31
負債計	4,393	4,424	31

(注1.) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

- (5) 差入保証金、(6) 敷金

これらの時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2.) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5
差入保証金	43
敷金	3,784

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。また、差入保証金及び敷金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため(5) 差入保証金及び(6) 敷金には含めておりません。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,281円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 92円99銭 |

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）	主に売価還元法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
// （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
有価証券	
子会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 8～39年	構 築 物 8～20年	機 械 及 び 装 置 14年
車両運搬具 6年	工 具、器 具 及 び 備 品 3～15年	

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- (4) 商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<追加情報>

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円
なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,343百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	54百万円
長期金銭債権	551百万円
短期金銭債務	198百万円
長期金銭債務	91百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年2月28日

また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前期日において事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△527百万円であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	管理収入等	3百万円
	仕入高	262百万円
	販売費及び一般管理費	1,992百万円
(2) 営業取引以外の取引		3百万円

2. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業用店舗（1店舗）	建物、構築物、工具、器具及び備品	埼玉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、閉鎖の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	172百万円
構築物	11百万円
工具、器具及び備品	0百万円
計	183百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は路線価に合理的な調整を行って算出した金額等を使用しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	29,543株
--------------------------	------	---------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
(流動資産)	
賞与引当金	65百万円
未払事業税	55百万円
未払事業所税	16百万円
棚卸資産評価損	5百万円
商品券等回収損失引当金	6百万円
その他	65百万円
合計	214百万円
(固定資産)	
退職給付引当金	1,206百万円
役員退職慰労引当金	31百万円
投資有価証券評価損	0百万円
土地再評価差額金	1,053百万円
減損損失	438百万円
その他	179百万円
小計	2,909百万円
評価性引当額	△1,096百万円
繰延税金負債との相殺額	△119百万円
合計	1,693百万円
繰延税金資産合計	1,907百万円
繰延税金負債	
(固定負債)	
其他有価証券評価差額金	△3百万円
前払年金費用	△89百万円
除去費用資産	△25百万円
圧縮積立金	△1百万円
小計	△119百万円
繰延税金資産との相殺額	119百万円
繰延税金負債合計	一百万円
差引：繰延税金資産純額	1,907百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物、発注端末機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東武鉄道株式会社	29.4%	役員の兼任店舗の賃借	差入保証金の償還	18	1年内回収予定の差入保証金	18
						差入保証金	99
				敷金の差入	59	敷金	451
				敷金の償還	2		
その他の関係会社の子会社	東武シェアードサービス株式会社	—	役員の兼任資金の預入	資金の預入 預け金利息の受取	8,037 30	預け金	6,912

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 店舗建物及び土地の賃借に係る差入保証金及び敷金の金額については、近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。また、差入保証金については、契約に基づき一定期間据え置き後、主に毎年均等額の償還を受けております。
2. 預け金については、東武グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。預け金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保は受け入れておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 3,296円05銭
2. 1株当たり当期純利益 86円59銭

<企業結合に関する注記>

連結子会社の吸収合併

当社は、平成29年1月23日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社東武フーズを吸収合併することを決議し、平成29年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社東武フーズ

事業の内容 ファストフード店及びインスタアベーカーリー等の運営

② 企業結合日

平成29年3月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社東武フーズを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社東武ストア

⑤ その他取引の概要に関する事項

重複業務の解消及び人的資源の活用を目的とした吸収合併

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。